



議案第三七号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙の通り改正する

昭和三十九年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和卅九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(案)

固定資産評価審査委員会条例(昭和二十八年三朝町条例第三十四号)の一部を次の
とつり改正する

第二条四項中「委員長が欠けた場合において」の次に「委員長の」を加える

「第三節審査の請求」を「第三節審査の申出」に改める

※第四条を次のように改める

(審査の申出)

第四条法第四百三十二条の規定による審査の申出は審査申出書正副二通を
委員会に提出してこれをしなげばならぬ

2 審査申出書には次の各号に掲げる事項を記載しなげればならぬ

一 審査申出人の氏名及び年令又は名称並びに住所

二 審査の申出の趣旨及び理由

三 口頭審理の手続による審査を申請する場合においてはその旨

四 審査の申出年月日

3. 審査申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは審査申出書には前項各号に掲げる事項のほかその代表者若しくは管理人、総代または代理人の氏名及び住所を記載し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十三条第一項に規定する書面を添付しなればならぬ。

4. 審査申出書には審査申出人（審査申出人が法人その他社団又は財団であるときは代表者又は管理人総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなればならぬ。

5. 審査申出 人は審査申出書（添付書類を含む）の提出後その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならぬ。

第五条（見出しを含む）中「審査請求書」を「審査申出書」に改め同条第三項中「請求者」を「審査申出人」に改め同条第四項を削り同条第五項中「請求者」を「審査申出人」に改め同項を第四項とする。

第六條第七條及び第八條を削り第九條第一項中「審査請求書」を「審査申出書」に改め同條第三項及び第三項中「請求者」を「審査申出人」に改め同條を第六條とする

第十條第一項第二項及び第六項中「請求者」を「審査申出人」に「事項」を「資料」に改め同條を第七條とする

第十一條を第八條とし第十二條第一項中「実地」の次に「調査」を加え第十二條を第九條とし第十三條を第十條とする

第十四條に次の項を加え「同條」を「第十一條」とする

2 法第四百三十三條第八項の通知は審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもつて町長に対してはその副本をもつてこれをしなければならぬ

第十五條を「第十二條」とし第十六條中「請求者」を「審査申出人」に改め「同條」を「第十三條」とし「第十七條」を「第十四條」とする

附 則

この条例は公布の日から施行する